

Japan tax alert

EY税理士法人

EU、国別報告書を一般公表する提案の承認に至らず

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

2019年11月28日に開催された欧州連合(EU)競争力理事会(COMPET)の会合では、税源浸食と利益移転(BEPS)行動13の国別報告書(CbC報告書)に含まれる税務および財務情報を一般に公表すべきかどうかについて、EU現加盟国28カ国の大臣による投票が行われましたが、議決に至りませんでした。

EU加盟国のうち、本提案に賛成票を投じたのは14カ国(ベルギー、ブルガリア、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシャ、イタリア、リトアニア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、およびスペイン)、反対票を投じたのは12カ国(オーストリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、アイルランド、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、スロベニア、およびスウェーデン)でした。ドイツは棄権し、英国は投票できませんでした。

COMPETは、EU全加盟国の貿易、経済、産業、研究・イノベーション、および宇宙担当大臣が参加する会議体です¹。EUの制度上、本来は租税政策問題を討議する場ではありませんが、問題の指令が租税指令ではなく会計指令であることから、COMPETにおいて今回の投票が実施されました。今回の投票は会計指令2013/34/EU(以下、「本指令」)を改正すべきかどうかをめぐって実施されたものです。特定多数決(QMV)方式の下で、指令改正案の可決には16カ国以上の賛成票が必要とされていました。

今回のCOMPETの会合に先立ち、キプロス、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、アイルランド、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、スロベニア、およびスウェーデンは本提案に反対する共同声明を発表し、「COMPETはこの提案への全般的なアプローチを採択するための適切な場でない」と主張していました。

本指令が改正された場合、適用対象の多国籍企業(MNE)または独立系企業(過去2事業年度の連結合計売上高が連続して7億5,000万ユーロ(約8億3,000万米ドル)を超えた企業)は、各EU加盟国で納付した法人所得税額を含むさまざまな税務関連情報を開示しなければならないとされています²。

本指令の改正は、今回の投票では結果的に法制化に至りませんでした。今後修正の上で、2回目のCOMPETでの採決にかけられる可能性があります。

今回のCOMPETの投票は、新しい譲歩案(コンプロマイズペーパー)³の最初の提示(ファーストリーディング)に基づいて実施されました。当該譲歩案では、機密情報の公表を各EU加盟国が6年間延期することのできる適用除外ルールが、議長国であるフィンランドから提案されています。これは、2019年1月の譲歩案⁴に含まれている4年間の適用除外ルールを延長するものとなっています。

詳細

背景

2016年4月12日、欧州委員会は本指令(会計指令2013/34/EU)の改正を提案しました。この提案は、税源浸食と利益移転(BEPS)に関する経済協力開発機構(OECD)の作業、特にCbC報告書に関する行動13に基づくものでした。ただし、この提案はさらに一步踏み込み、EU域内で事業を営む大規模MNEおよび独立系企業が、法人所得税情報(利益、収益、税額および従業員数の内訳を含む)を作成し、当該企業のウェブサイト上で一般に開示することを要求していました。

この欧州委員会の提案は、欧州連合の機能に関する条約(TFEU)第50条(1)に基づいていました。この提案の法的根拠について、会社法作業部会は2016年7月13日、EU理事会法務局に書面による意見を求めました。特に、TFEU第50条(1)(特定多数の賛成が必要とされる)に代わり、TFEU第115条(全会一致の賛成が必要とされる)を法的根拠としてこの提案を採択すべきであるかどうか論点となりました。2016年11月11日、EU理事会法務局は、この提案がTFEU第115条に基づいて採択されなければならないと結論付けました。しかしながら、法的根拠がEU理事会によって変更されるためには全会一致が必要とされています。

これに続いて、欧州議会法務委員会が、手続規則39(3)に従い、本指令の改正提案の法的根拠に関する意見を提供することを自主的に決定しました。同委員会は、透明性と市民の監視の間には関連性があるとみなし、2017年1月12日、この提案がTFEU第115条ではなくTFEU第50条(1)に基づいて採択されなければならないと結論付けました。この意見

は、2016年11月に加盟国理事会に対して与えられた法的助言を否定するものでした。

EUの会合と投票

11月28日に開催されたCOMPETの会合では、EU加盟国の経済・財務大臣による投票が行われましたが、議決に至りませんでした。QMVの下で、指令改正案の可決には16カ国以上の賛成票が必要とされていました(一方、TFEU第115条に基づく租税関連の提案の可決には、全会一致の賛成が必要とされます)。

TFEU第50条(1)に基づく法案の採決にあたっては、各EU加盟国に人口で加重された数の票を与える方式による多数決投票が行われます(これに対し、TFEU第115条の下では、各EU加盟国に1票を与える方式が用いられます)。

今回のCOMPETでは、英国が投票できず、またドイツが投票を棄権しました。残る26カ国のうち、本提案に賛成票を投じたのは14カ国、反対票を投じたのは12カ国でした。

今回の投票は、譲歩案(コンプロマイズペーパー)(理事会ペーパー14038/19)の最初の提示(ファーストリーディング)に基づいて実施されました。当該譲歩案では、MNEの機密情報の公表を6年間延期することのできる適用除外ルールが、EU理事会議長国であるフィンランド⁵(任期は2019年12月31日まで)⁶から提案されています。

今回の投票で指令改正案が可決されていた場合には法制化に至ったであろうと思われませんが、その場合、影響を受けるすべてのEU加盟国が、無効化を求めて欧州司法裁判所に不服申立てを行う権利を持つことになります。

影響

可決に至らなかったとはいえ、今回行われた本指令の改正に関する投票は、税務と財務の透明性が、新体制の欧州議会および欧州委員会にとって最優先の議題であることを示しています。今回の改正が採択されていた場合には、EU域内に本拠を置く企業とEU域外に本拠を置く企業の双方にとって、さまざまな影響が生じたであろうと思われれます。また、企業にとって、ビジネス上の機密情報や企業秘密が将来的に完全に保護されるのかどうかについての重大な懸念が抱かれています。

さらに今後、CbC報告書の情報を一般に公表するかどうかの問題が再び提起され、比較的近い将来に投票が行われると予想されます。早くも、12月5日に開催される次回のECOFIN会合⁷で、スウェーデン代表団は本提案の法的根拠に関する懸念をEU理事会に伝える予定です。これについてスウェーデン代表団は、自国の見解を示した文書をEU理事会に提出しました⁸。

最後に、英国のEU離脱後に欧州の政策決定の力学が変化する可能性があること、またQMVが導入された場合には特に小規模なEU加盟国が将来より積極的に租税政策を主導できる可能性があることも注目に値します。したがって企業は、欧州委員会、欧州議会、およびその他のEU機関の活動を注意深く見守り、こうしたさまざまな租税の動向を継続的に把握する必要があります。

巻末注

1. <https://www.consilium.europa.eu/en/council-eu/configurations/compet/> をご参照ください。
2. 適用範囲および報告対象項目に関する網羅的な情報については、EY Global Tax Alert 2017年7月7日付、[European Parliament votes in favor of public Country-by-Country reporting in first reading](#) をご参照ください。
3. 当該指令改正の作成を担当する作業部会が各EU加盟国にとって受入可能と予想する一連の修正条項を含む、会合に先立って作成される文書。
4. <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-5134-2019-INIT/en/pdf>
5. <https://www.consilium.europa.eu/en/council-eu/presidency-council-eu/>
6. 2020年1月1日にクロアチアが後任の議長国に就任する予定です。
7. <https://www.consilium.europa.eu/media/41619/05-ecofin-provisional-agenda.pdf>
8. <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14810-2019-INIT/en/pdf>

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎	パートナー	ichiro.suto@jp.ey.com
ヨアヒム・ストブズ	パートナー	joachim.stobbs@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20191217

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp